

令和5年度 港区立赤坂学園 学校経営計画

港区立赤坂小学校
港区立赤坂中学校
校長 高松 政則

義務教育の目的は、人格の形成を目指し平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものである。港区においては、急速な人口の増加に加え、さらなるグローバル化や都市開発の進展等が、子どもたちの生活環境や学習環境、遊びの環境などに大きな影響を与えることが考えられる。こうした変化が激しく、将来を予測することが難しい社会において、子どもたちがよりよく生き抜いていくためには、一人ひとりの個性を伸ばし、多様な能力を育むことが求められる。

港区教育ビジョン(港区教育大綱)に掲げられた、めざすべき子どもの姿「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」の実現に向け、生涯にわたり自ら学び続ける意欲を養い、新たな価値を創造する未来を担う人づくりに取り組む。そのために「子どもたちが安全で安心して過ごすことができる学校づくり」「子どもたちが生き生きと楽しく学ぶことができる学校づくり」「保護者や地域に信頼される学校づくり」を学校経営の視点として質の高い教育を推進する。

教育の展開に当たっては、国や東京都の動向及び港区の施策、本校の児童の実態を踏まえた上で、教職員が一丸となって組織的かつ計画的に実施していく。また、保護者や地域の思い、願いを受け止め誠実に対応していく。

1. 学校教育目標

国際社会の中で社会や環境がいかに変化しても、誰とでも助け合い協力しながらたくましく生きていくための教養と心身の健康を身に付けさせるために、以下の目標を定める。

- 「こころ」を大切にする
- 「まなび」を大切にする
- 「いのち」を大切にする
- 「と き」を大切にする

2. 目指す学校像

「児童・生徒の夢と希望を実現させるために、組織力を発揮する学校」
～子どもたちに寄り添い、良さを引き出す指導～

3. 目指す生徒像

- 他者の気持ちを理解し、思いやりの心をもった子ども 【こころ】
- 向学心にあふれ、日々真剣に学習に取り組む子ども 【まなび】
- 自分を大切にするとともに、他者の大切さを認めることのできる子ども 【いのち】
- 授業・各種行事等、その瞬間(とき)を大切にする子ども 【とき】

4. 目指す教師像

- 研鑽に励み、児童・生徒の関心・意欲を高め魅力ある授業を展開できる教師
- 児童・生徒の心に寄り添い、愛情と使命感にあふれる教師
- 和を大切にし、組織の一員として報告・連絡・相談を確実に行之、連携協力できる教師
- 赤坂を愛し、地域との連携・協働を大切にする教師

5. 学校の教育目標を達成するための基本方針

より良い学校教育を通じて、よりよい社会を創るために保護者・地域・学校が目標を共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力をはぐくむ社会に開かれた教育課程の実現に向けて、世界で活躍する人材の育成を目指した小中一貫教育を行う。そのために、以下の基本方針を定める。

- (1) 学びの連続性を担保するため、小学校6年間と中学校3年間で取組む教育を基盤としつつ、義務教育9年間を4－3－2の学びの区分（Ⅰ期1～4年生、Ⅱ期5～7年生、Ⅲ期8・9年生）と捉え、学びの区分での指導を生かした小中一貫教育を行う。
- (2) 「赤坂学園カリキュラム」に基づいた指導を行うとともに、「主体的・対話的で深い学び」を意識した授業を展開し、「考え、伝え合う力」を育成する。
- (3) 小学校教員による一部教科担任制や中学校教員との授業連携を図り、より専門的な授業を行うことで学習意欲を高めるとともに、少人数指導を充実させ学力の向上を図る。
- (4) 中之町幼稚園との連携を図り、幼・小中一貫教育の推進により、豊かな人間性の育成を図る。
- (5) 9年間を通した系統的な生活指導を実施し、いじめの防止や社会生活のルールやマナーを身に付けさせるとともに、法やきまりの意義を理解させ、規範意識を醸成する。
- (6) 学校運営協議会及びコミュニティスクール制度を活用し、「学校教育を通してよりよい社会を創る」という社会に開かれた教育課程の理念を家庭・地域・学校が共有し、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするか明確にしながら教育課程を実践していく。
- (7) GIGA スクール構想の実現に向けて、これまでの研究の成果を生かし、ICTの効果的な活用を推進する。あわせて、情報モラル教育とともに情報活用能力の育成を図る。
- (8) 「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、組織的な対応により、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に努める。また、互いの人格を尊重し、協力する態度を育てるために、全ての教育活動をとらして人権教育を推進し、いじめや差別を許さない心や思いやりの心を育てる。
- (9) 特別支援学級や特別支援教室での指導にとどまらず、インクルーシブ教育の理念に沿った環境整備を進め、児童・生徒の発達の状態に応じた適切な指導の充実を図る。
- (10) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、自ら感染予防に努めながら、心と体の健康づくりを行う活動を重視する。

6. 令和5年度重点目標

(1) 徳・知・体を育む学び

① 道徳教育の充実

自分を大切にするとともに、他者を思いやる豊かな心の育成に取り組み、いじめや差別をしない規範意識を身に付け、協調性や助け合う心を育むため、人権教育や道徳の時間の充実を図る。

- ・考え議論する道徳の研究
- ・自尊感情、規範意識の醸成

- ・自己指導力の育成
- ・いじめアンケート

②基礎学力の習得

学んだ知識を活用し、思考力、判断力、表現力の育成を図る。そのために、各種学力調査や定期考査等の分析による授業改善と授業の工夫を図る。また、学習課題への興味・関心を高め、学習内容をわかりやすく説明するために、効果的な場面でICT機器を積極的に活用した授業改善を図る。

- ・少人数指導による基礎・基本の徹底
- ・個々の生徒に合わせた個別指導の充実
- ・小学校における一部教科担任制と中学校教員による授業連携
- ・東京ベーシックドリルの活用

③読書活動の推進

言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けさせる。

- ・学校司書、学校図書館支援員との連携
- ・朝読書の推進と読書一万ページの奨励
- ・図書館司書の活用による図書室の環境整備

④健康な体づくりの推進

成長期にある生徒たちのからだをつくるために必要な栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠についての指導を通して健康的な体づくりを図る。

- ・給食時におけるマナー指導
- ・バランスの良い食事についての啓発
- ・体育、部活動を通じた生涯スポーツの啓発
- ・適切な睡眠についての家庭への啓発

⑤食育の推進

子どもたちが心身ともに健康に育つための生活の基盤であるとともに、日常生活の基本となる生活習慣を身に付けさせる。また、望ましい栄養・食事の採り方を理解させ、学習意欲や体力、気力の向上を図る。

- ・規範意識の醸成
- ・心と体の健康づくり
- ・食育推進計画

⑥特別支援教育の充実

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある子どもが在籍している可能性があることを前提に、特別支援教育に関する教育の枠組みを、すべての教職員が理解することが重要である。障害のある子どもが地域社会の一員として生きる上で障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を通して相互理解を図るため、一部教科による共同授業や運動会・学芸発表会、宿泊等の学校行事について、活動を共にしたり外部人材による講演等により、障害の理解を深めたりする活動を推進する。

- ・共同学習(一部)
- ・外部人材による講演 等

(2)未来を切り拓いて生き抜く力の育成

①ICTを活用した教育の推進

日常的にICTを活用できる環境を整え、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図り、発達の段階に応じた情報活用能力を育成する。また、タブレットPC(ipad)を活用し児童・生徒の学びの進度に合わせた個別最適化学習を推進する。

- ・電子黒板
- ・デジタル教科書の活用
- ・タブレットPC(ipad)
- ・情報モラルの育成

②環境教育の充実

港区立みなと科学館等を活用して、地球環境、自然環境、リサイクルなどを題材とした環境保全への興味・関心を高める教育を推進する。また、「小中学生の環境に関する自主研究」を通して、環境教育を推進する。さらに、持続可能な開発のための教育の考え方を盛り込んだSDGsにつながる教育活動を推進する。

- ・みなと子どもエコアクション
- ・環境に関する自主研究

③幼・小中一貫教育の推進

小学校までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を確実に身に付けられるよう、9年間を見通した教育を推進するとともに、赤坂アカデミーとしての幼稚園連携を深める。

- ・アカデミー合同研修・研究
- ・相互交流活動

④防災等安全に関わる教育の推進

災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。さらに、自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

- ・避難訓練(地震・火災・Jアラート等)
- ・地域防災訓練への参加

(3)地域社会と連携した教育の推進

①コミュニティー・スクールの推進

学校運営協議会(コミュニティー・スクール)により、赤坂学園を核とした地域コミュニティの形成を図る。

- ・学校運営協議会の活性化
- ・地域コーディネーターの活用

②国際理解教育の充実

教育課程特例校として、特別教育課程を実施する港区においては、企業や大学、大使館等の豊富な人材や社会資源を活用した特色ある教育を推進する。その中で、英語によるコミュニケーション能力の向上をはじめとした、国際理解教育を推進し、国際社会で活躍する人材を育成する。

- ・英語科国際の時間における NT の効果的な活用

③地域とともにある学校づくり

地域商店街や関係機関との連携・協働による教育の充実を図り、地域の一員としての自覚をもたせる。

- ・商店街や赤坂地区青少年委員会、赤坂地区総合支所との協働による教育の充実
- ・ボランティア活動の奨励

(4) 学びを支える教育環境の整備

① 教員の指導力向上

目指す学校像を実現するためには個々の教員の指導力を向上させることと共に学校組織を適切に機能させることが重要である。

- ・各種研究会等への参加を奨励
- ・校内研究の充実 (ICT)

② 教員の負担軽減の推進 (働き方改革)

タブレット PC (ipad) や校務支援システムの活用により、ペーパーレス化を図るとともに、データの一括管理等による校務の効率化を推進する。

また、毎週水曜日を定時退庁日に設定するとともに、自己申告の際に年間の休暇取得目標について記載する。

③ 安全・安心な教育環境の整備と感染症対策

子どもたちにとって、学校は安全で安心な場所であるべきではない。避難訓練、不審者対応訓練はもとより、生徒理解によるいじめの未然防止を図る。

さらに、新型コロナウイルス感染対策として、港区「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン」に沿って指導を行うとともに、手洗い・消毒の徹底を行う。

- ・いじめアンケート
- ・関係機関との連携
- ・校内環境整備
- ・港区「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン」

7. 中期的経営目標と方策

(1) 小中一貫教育校としての学びの継続

赤坂小学校からの入学希望者 (50%) の達成と、区内小学校の児童・保護者への情報発信による生徒数の確保。

- ・教育ニーズの把握

教育ニーズに対するアンケート結果を参考として、中学校教育に求める教育内容等を把握するとともに、中学校合同説明会アンケートの内容を学校経営に生かす。

- ・特色ある教育の周知

地域教育力の活用、教科教室経営の充実、学力向上重点策の検討により、他校及び私立学校に勝る本校の教育力を学校ホームページ等の活用により広報する。

- ・9年間を見通した赤坂学園カリキュラムの活用

小中の接続を踏まえた赤坂学園カリキュラムを活用し、主体的・対話的で深い学びを意識した授業を展開し、考え・伝え合う力を育成する。

(2) 授業力・学級経営力の向上

新規採用教員、経験 10 年未満の若手教員の増加に伴い、校内 OJT による授業力の育成を計画的に行う。

- ・副校長を責任者として、主幹・主任教諭が役割を分担したピラミッド型の指導体制の確立
- ・授業参観週間を設定し、授業公開と授業観察シートを活用した授業改善を行うなど、研修体制を確立する。
- ・生徒による授業アンケートの実施

(3) コミュニティースクール (学校運営協議会制度) の円滑な運営

学校・保護者・地域が一体となった学校づくりを推進するために、学校運営協議会を設置し、

地域とともにある学校運営を推進する。

- ・子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる学校づくり
- ・子どもたちがいきいきと楽しく学ぶことができる学校づくり
- ・保護者や地域に信頼される学校づくり